

令和5年門審第31号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士
補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官甲斐繁利出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年2月3日19時20分

長崎県和歌漁港西部

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 9.7トン

登 録 長 14.58メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 4 2 6 キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部やや船尾寄りに操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、その左舷側にレーダー、右舷側に機関遠隔操縦レバー、舵輪の前方にGPSプロッターをそれぞれ装備したFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、ぶりはえ縄漁の目的で、船首0.5メートル船尾1.3メートルの喫水をもって、令和5年2月3日19時00分長崎県大島（壱岐）漁港を発し、長崎県壱岐島北西方沖合10海里の漁場に向かった。

a受審人は、ヘッドアップ表示1.5海里レンジとしたレーダー及び3海里四方を表示させたGPSプロッターをそれぞれ作動させ、和歌漁港南方沖合を北上し、19時15分半壱岐大瀬灯台から162度（真方位、以下同じ。）1.04海里の地点で、針路を348度に定め、11.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵によって進行した。

a受審人は、操舵室左舷天井付近に設置した無線機を作動させ、無線機が受信する他船の操業情報を聞きながら舵輪後方の椅子に腰を掛けた姿勢で操縦に当たり、和歌漁港南方沖合約500メートルで針路を北西方に向けて転針する予定でいたところ、19時18分半壱岐大瀬灯台から156度920メートルの地点に達したとき、和歌漁港西部の浅所が船首方520メートルのところとなり、その後同浅所に向首進行する状況であったが、無線機が受信する他船の操業情報を聞き取ることに気を奪われ、GPSプロッターを活用するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、予定転針地点を通過して和歌漁港西部の浅所に向首続航し、19時20分壱岐大瀬灯台から140度440メー

トルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力1の西風が吹き、潮候は上げ潮の末期であった。

乗揚の結果、船首部船底外板に破口を生じたが、後に修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、和歌漁港南方沖合において、壱岐島北西方沖合の漁場に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、同港西部の浅所に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、和歌漁港南方沖合において、壱岐島北西方沖合の漁場に向けて航行する場合、同港西部の浅所に向首進行することのないよう、GPSプロッターを活用するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、無線機が受信する他船の操業情報を聞き取ることに気を奪われ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、予定転針地点を通過して和歌漁港西部の浅所に向首進行して同浅所への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年4月11日

門司地方海難審判所

審判官 山 岸 雅 仁